第二項の表一五の項及び一六の項を次のように改める。

一五	削除
一六	削除

八　平成四年郵政省告示第二百九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五八の項及び五九の項を次のように改める。

五八	削除
五九	削除

第二項の表六〇の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

九　平成五年郵政省告示第百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表八の項から一〇の項までを次のように改める。

八	削除
九	削除
一〇	削除

第二項の表八五の項を次のように改める。

八五	削除

十　平成五年郵政省告示第六百四十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二七の項を次のように改める。

二七	削除

第二項の表二八の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十一　平成七年郵政省告示第三十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第二項の表七の項及び八の項を次のように改める。

七	削除
八	削除

第二項の表九の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表一四の項を次のように改める。

一四	削除

十二　平成七年郵政省告示第六百八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表六の項を次のように改める。

六	削除

十三　平成八年郵政省告示第三十号（電波法等の規定に基づき伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項を次のように改める。

四	削除

十四　平成九年郵政省告示第六百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五八の項を削る。

十五　平成十年郵政省告示第八十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第二項の表五の項を次のように改める。

五	削除

十六　平成十年郵政省告示第三百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二〇の項から二二の項までを削る。

十七　平成十年郵政省告示第五百三十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除

十八　平成十一年郵政省告示第三百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二四の項を次のように改める。

二四	削除

十九　平成十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二八の項を次のように改める。

二八	削除

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

第二項の表三の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表五の項を次のように改める。

五	削除

第二項の表九の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表一二の項を次のように改める。

一二	削除